

## 京都向日町競輪場施設広告要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都府広告取扱要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、京都向日町競輪場の施設に掲出する広告(以下「京都向日町競輪場施設広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告内容等の制限)

第2条 当該広告は、要綱第4条及び京都府広告取扱基準第3に定めるもののほか、京都向日町競輪場の施設に掲出する広告として適当でないと府が認めるものについては掲出しない。

### (広告掲出料等)

第3条 広告掲出料は、府が別に定める。

2 広告画像の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲出料を原則として府が指定する日までに、府が発行する納入通知書により納入しなければならない。

### (広告の規格、数量及び掲出時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲出時期は、府が別に定める。

### (広告の申込み)

第5条 広告の掲出を希望する者(以下「広告掲出希望者」という。)は、府が別に定める日までに、京都向日町競輪場施設広告掲出申込書(別記第1号様式。以下「広告掲出申込書」)を府に提出するものとする。

### (広告画像の提出等)

第6条 広告主は、府が別に定める日までに、府に広告の画像を提出しなければならない。

2 広告主は京都向日町競輪場施設広告に、広告主の名称及び連絡先を明確に表示しなければならない。

### (広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告主は、前条の規定により提出した広告の画像を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、府がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 広告主は、前項のただし書きにより広告を変更及び修正するときは、府にあらかじめ協議するものとする。

( 広告主の選定 )

第 8 条 府は、広告掲出希望者から第 5 条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲出希望者及び広告内容が適当と認められるものについて、広告申込書の提出順に広告主として選定する。

2 前項の規定による広告主の選定及び決定は、自転車競技事務所において行う。

( 広告主への通知 )

第 9 条 府は、広告主を決定したときは、その旨を京都向日町競輪場施設広告掲出(不掲出)通知書(別記第 2 号様式)により広告主に通知する。

( 契約の締結 )

第 10 条 府は、第 8 条の規定により広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

( 広告主の責務 )

第 11 条 広告主は、広告及び掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

2 広告主は、掲出された広告に起因して府又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲出を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

( 協議 )

第 12 条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、府と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

( その他 )

第 13 条 この要領に定めるもののほか、京都向日町競輪場施設広告の取扱いに関して必要な事項は、府が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 11 月 30 日から施行する。